

# パブリックコメント実施結果報告書

平成21年8月20日

(担当課)	循環型社会推進課
(担当者)	大呂忠司
(連絡先)	7681

テーマ： 小型焼却施設の設置手続きについて

**<手段別意見応募件数>**（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合 3（1）と記してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民室・ 県民局へ	その他の 方法	計
0（0）	3（3）	1（1）	1（1）	17（12）	22（17）

その他方法の例：意見交換会、電話、イベント等

## <応募意見の政策案等への反映状況>

対応状況	件数	主 な 意 見
既に盛り込み済み	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の焼却施設についても、処理状況報告を義務づけるべき。</li> <li>・小型焼却施設にも義務づけすべき。</li> <li>・改正案に賛成。</li> <li>・住民との合意事項が守られているか把握し、指導できる仕組みを作ってほしい。</li> </ul>
今後の検討課題	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業場内に設置される焼却施設も対象にすべき。</li> </ul>
対応困難	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設から排出されるダイオキシンは問題ないとの意見もあり、規制が厳しい。</li> <li>・処理能力が50kg/h未満の施設を対象外とするのはなぜか。設置場所の把握ができれば行った方がよい。</li> <li>・指定地域内に設置する場合には許可制にすべき。</li> <li>・周辺住民の同意が必要とした方がよい。</li> <li>・手続が長期化しないよう説明会の必要回数を定めてほしい。</li> </ul>
その他 （例：施策の体系 外の意見等）	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから設置する施設のみを対象としても効果が少ない。</li> <li>・周知計画書が住民にわかりやすい文章となるように指導してほしい。</li> <li>・一定規模以上の産業廃棄物の保管場所を届出制にすべき。</li> <li>・野外焼却の抜本的な解決を検討すべき。</li> </ul>
計	22	

上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

**<意見募集結果概要書を、1部添付してください。>**

とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民室等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他

その他の例：審議会報告等

「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記してください。  
参考：H18実施結果 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24041>